

生活困窮者等巣立ち応援事業FAQ添付「補助対象経費例」

1 若者の社会への巣立ちに必要な初期費用の支援費

支援項目	費目等	対象経費例
大学等の受験費用	受験に必要な費用	・大学、短大、専門職大学、専修学校、各種学校、大学院の受験費用 ・受験会場までの交通費 ・遠方からの受験の場合の宿泊費 ・受験にあたっての参考書等の購入費 (例：小論文対策のための参考書) ・入試前の基礎学力検査費用 ・受験の面接に要する服飾購入費 (服飾の種別は不問。)
	※適用外	高卒認定や各種資格の受験費用（②：就職活動に要する費用にて適用）、高校の受験費用
住居の契約費用等	住居を設定する際に必要となる費用	・住居契約の家賃・敷金・礼金 ・保証人契約にかかる費用 ・一人暮らしのための家具・家電等の生活用品 ・引っ越し費用 ・新居契約に係る交通費など
	※適用外	
就職活動の準備費用	就職に必要な費用	・就職活動に要する服飾購入費 (服飾の種別は不問。仕事着、靴、鞆など) ・就職活動に要する備品や消耗品の購入費 (パソコン、スマホ、履歴書など) ・面接や就労訓練の会場までの旅費 ・履歴書貼付用証明写真の印刷費 ・高卒認定や各種資格の受験費用など
	※適用外	

・上記支援費は、登録団体の活動経費に充てることはできません。

※上記費目のほか、適用となる費目、または、適用外となる費目がありますので、適用の可否について疑問が生じた場合には事務局までご相談ください。

※また、対象経費として記載のある費目であっても、支援目的を果たすために活用していない場合は、適用外となります。（例：就職活動用にスマホを購入したが、就職活動を一向に行わず、私事に活用するなど）

2 NPO等のアウトリーチ等による寄り添い支援費

支援項目	費目等	対象経費例
アウトリーチ等による寄り添い支援費	アウトリーチ等による寄り添い支援費	・ 外出が困難な支援対象者の自宅等へ訪問しての相談支援 ・ 支援対象者の社会への巣立ちに係る契約行為や各種手続きへの同行支援（役場・不動産屋・法律事務所・各種支払い等への同行支援や引っ越しなど） ・ 就職に係る服飾等購入に係る同行支援 ・ 訪問・巡回相談（ただし、学校、施設、路上など、潜在的に対象者が見込まれる場所へ訪問・巡回相談を行い、且つ、その後、団体の新規の支援対象者としてつながった場合、その日以降の支援から対象とする。） ※支援員の人件費や交通費等を鑑み、1回あたり定額4,500円とする。
	※適用外	・ 寄添支援の実績が確認できない経費 ・ NPO等の事務所や催事会場での相談など、支援対象者がNPO等の用意する場所に訪問する場合の経費 ・ 寄添支援の直接的な経費として認められない経費 ・ 主たる目的が団体の運営や維持管理に要する費用（例：事務所の賃借料や水道光熱費などの運営費、寄り添い支援業務以外の業務に従事する者の給料や事業費など）

※上記費目のほか、適用となる費目、または、適用外となる費目がありますので、適用の可否について疑問が生じた場合には事務局あてご相談ください。